

会議開催結果

1	会議の名称	第2回砥部町文化財保護審議会
2	開催日時	令和6年3月27日（水）午前10時から
3	開催場所	砥部町中央公民館2階 会議室1
4	審議等事項	<p>(1)報告事項</p> <p>I 町指定文化財の名称変更について</p> <p>II 県指定無形文化財技術保持者の認定について</p> <p>(2)審議事項</p> <p>I 守本窯跡（岩谷口）の埋蔵文化財包蔵地の指定について</p> <p>II 下向井窯跡（五本松）の埋蔵文化財包蔵地の指定について</p>
5	出席者名	<p>【委員】太田 由美子・日野 健三・戸田 正和 柴田 圭子・岡田 敏彦・十亀 幸雄 渡部 智磨子・山田 雅之 （欠席）岡野 保・佐川 哲治</p> <p>【事務局】山本 勝彦・山本 雄輝・宮本 直美</p>
6	公開又は非公開の別	公開
7	非公開の理由	
8	傍聴人数	0人
9	所管課	砥部町教育委員会社会教育課 電話 962-5952（内線713）

第2回砥部町文化財保護審議会会議録（要旨）

発言者	発言内容
事務局	開会宣言
会長	会長あいさつ
事務局	<p>砥部町文化財保護条例施行規則第2条第1項の規定により、会長が議長となります。</p>
議長	<p>【報告事項Ⅰ 町指定文化財の名称変更について】 【報告事項Ⅱ 県指定無形文化財技術保持者の認定について】</p>
事務局	事務局から説明をお願いします。
事務局	資料の1ページによりⅠ、Ⅱについて報告。
議長	<p>【審議事項Ⅰ 守本窯跡（岩谷口）の埋蔵文化財包蔵地の指定について】 【審議事項Ⅱ 下向井窯跡（五本松）の埋蔵文化財包蔵地の指定について】</p>
事務局	事務局から説明をお願いします。
事務局	別紙資料によりⅠ、Ⅱについて説明。
議長	(現地確認)
議長	2箇所を現地を確認して、埋蔵文化財包蔵地の範囲について、ご意見やご質問等がありますか。

委員	<p>下向井窯跡について、窯の含まれる西側の範囲は適切だと思います。屋敷跡と言われている部分の石垣は明治期までの積み方だと思いますので、下向井窯に関係していることはわかりますが、他の窯跡の包蔵地についても、屋敷跡を範囲にしていく、という考え方で良いか。</p>
事務局	<p>今回は、案として景観のことも含めて屋敷跡を一体的に包蔵地として指定したいということではあるが、他の窯跡についても現状を見て、難しいのであればはずす、という可能性もあります。</p> <p>開発行為に規制がかかるので、その辺りを考慮して、一律屋敷跡も範囲指定していく、ということではありません。</p>
委員	<p>埋蔵文化財の包蔵地として指定した後、史跡として指定していくという流れでよいか。</p>
事務局	<p>文化財保護の観点から、まずは埋蔵文化財の包蔵地の指定をと考えています。史跡指定などは今後のまちづくりを進めていく中で、どう生かしていくか、他部局とも協働しながら検討したいと考えています。</p>
委員	<p>守本窯跡から出てきた物は、埋蔵文化財包蔵地の指定の後で良いので、教育委員会で預かってはどうか。</p>
委員	<p>教育委員会が預かった場合、どこで保管するのか。収蔵する場所はあるのか。</p>
事務局	<p>必ずしも伝統産業会館に保管する、ということにはなりません。保管場所が豊富ではなく、公民館の倉庫には出土</p>

	<p>品を保管していますが、空いた場所がない状態です。</p> <p>また、預かる場合は土地所有者の許可も得ながらということになると思います。</p>
委員	<p>伝統産業会館の収蔵状況は知っています。難しいかもしれませんが、収蔵庫を別に作った方が良いのではないかと。</p>
議長	<p>今回指定されたことをきっかけに、PR できたら良いのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>指定されると、土地所有者が場所を整備しないといけないということはあるか。所有者の意思によるということが良いか。</p>
事務局	<p>指定により、工事の際の届出の義務付けなど一部規制は生じますが、所有者に管理や整備を義務付けるものではありません。ただ、包蔵地の規制とは別に文化財保護の観点から、今後必要に応じて教育委員会から除草などの整備の依頼をしたり、または所有者の許可をいただいて職員が整備を行ったりするなどの対応はあり得ます。</p> <p>また、周知は必要ですが、指定したことによって盗掘なども考えられるため、防犯のことも視野に入れて進めていきたいと思っています。</p>
委員	<p>過去、砥部焼の記念祭などで窯跡から陶片などを持ち帰って集めていますが、そういった研究のために持ち帰る場合に、何か気を付けることがありますか。</p>
事務局	<p>埋蔵文化財包蔵地の指定の有無に関係なく、土地所有者に許可は必要です。</p>

委員	<p>窯跡から物を持って別の場所に置いてしまうと、そこに元からあったことになってしまうので、基本的にはやらない方が良いでしょう。どこで拾ったかなどのポイントを押さえて教育委員会に預ける、というのが問題ない手続きです。</p>
委員	<p>本来であれば学術調査ということで手続きを取ってすべきではあります。</p>
委員	<p>今後窯跡の包蔵地を増やしていく、という方針と考えるか。</p>
事務局	<p>窯跡調査をしていく中で、協力していただいている愛媛大学からも意見をいただいているので、重要な窯跡については、随時埋蔵文化財包蔵地としていく方向で考えております。</p>
議長	<p>2つの窯跡について、埋蔵文化財包蔵地として指定することについて、範囲について問題ないということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>【その他】</p>
委員	<p>今後活用のことを考えていく時に、埋蔵文化財の専門職員がいないと対応が難しい。専門職員を採用するよう、検討してほしい。</p>
委員	<p>砥石山の県文化財指定を進めてほしい。</p>

事務局	県指定には詳細な調査が必要ですので、今後ご協力をお願いします。
議長	他に何かありますか。 (意見なし) 他にご意見等ないようですので、協議を終了します。 以上で第2回文化財保護審議会を終了します。 －閉会－